

新規起業・創業支援事業補助金

— あなたの夢を応援します —

補助内容

1年目 補助対象経費の $\frac{1}{3}$

上限 150万円

補助対象経費

- (1) 店舗事務所等賃借料・工事費
- (2) 備品費及び広告宣伝費

2年目 補助対象経費の $\frac{1}{3}$

上限 50万円

補助対象経費

1年目補助対象とした店舗事務所等賃借料が対象

※補助金交付の決定前に契約・発注・支払など事前着手がある場合、補助対象外となります。
新規の創業を計画される方、

まずは、ご相談ください!

創業計画書作成等に専門家（中小企業診断士）指導【無料】を3回受けていただきます。

創業とは・・・

- ア 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること
- イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始すること

対象地域

- (1) 商店街区域外での創業
- (2) 商店街内に店舗を新築し創業

※商店街区域内で空き店舗を活用し創業する場合は、
公益財団法人ひょうご産業活性化センターが行う
「商店街新規出店・開業等支援事業」の助成金対象

対象業種

- (1) 小売業・飲食業・サービス業
- (2) 前号に掲げるもののほか商工会長が認める事業
ただし、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除外します。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける事業
- ② 社会通念上公序良俗に反する事業、宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- ③ フランチャイズ店、大型チェーン店



「新規起業・創業支援事業」は、町内創業希望者の支援及び地域経済の活性化を目的として、新規創業支援のための補助金を交付するものです。

この事業は、佐用町の「佐用町中小企業者新規起業・創業支援事業補助金」を佐用町商工会が受けて実施しています。

佐用町商工会

TEL 0790-82-2218 FAX 0790-82-3386
e-mail sasyou@hm.h555.net



商工会HP

